

広島県告示第八百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道宇賀矢野線	三次市甲奴町小童字三王四五九番一地从先から 三次市甲奴町小童字花木三一六九番五地先まで	平成二十四年一〇月二十五日